

中 小 企 業

金融のしおり

令 和 6 年 度

島 根 県

も く じ

1. 島根県の融資制度	1
(1) 中小企業制度融資	1
(2) まち・ひと・しごと創生資金	16
(3) 中小企業育成振興資金	18
(4) 企業立地促進資金	20
(5) ソフト産業等立地促進資金	20
(6) 高度化資金貸付制度	22
2. (公財)しまね産業振興財団の融資制度	24
(1) 設備貸与制度	24
3. 政府関係の中小企業専門金融機関の貸付制度	25
(1) 日本政策金融公庫（中小企業事業）	25
(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）	30
(3) 株式会社商工組合中央金庫	39
4. 島根県信用保証協会の信用補完の制度	40

R06 島根県中小企業制度融資等一覧表①

1 中小企業制度融資

(令和6年5月1日現在)

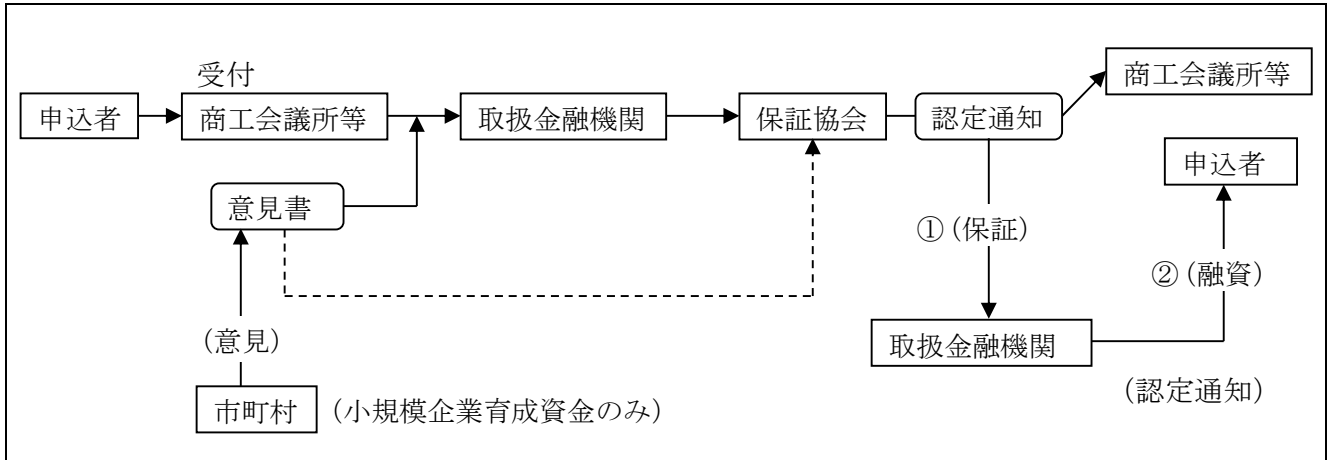
資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間(年))	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)		
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外			
一般・小規模	一般資金	設備80,000 運転50,000 借換80,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転 7(0.5) 借換10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者		
	一般資金(経営者保証非提供枠)	設備 運転 借換	80,000	1.45	1.30	10(1.0)	0.50~ 1.80	0.50~ 2.00	1.95~ 3.25	1.80~ 3.30	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を適用する場合に限る)	
	小規模企業特別資金	設備 運転	20,000	/	1.20	10(1.0)	/	0.20~ 1.20	/	1.40~ 2.40	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者	
	小規模企業育成資金	設備 運転	20,000	1.35	1.20	10(1.0)	0.20~ 1.05	0.20~ 1.20	1.55~ 2.40	1.40~ 2.40	小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)	
特 別	創業	創業者支援資金	設備50,000 運転30,000	1.25	1.10	設備12(2.0) 運転10(2.0)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50 0.20~ 0.71	1.45~ 2.55	1.30~ 2.60 1.30~ 1.81	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満) ※()は創業関連保証を適用する場合	
	新事業・承継	新事業展開強化資金	設備80,000 運転50,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.75~ 2.85	1.60~ 2.90	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)	
	改善・借換	経営改善長期借換資金	運転	280,000	1.55	1.40	15(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.95~ 3.05	1.80~ 3.10	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
		収益力改善伴走支援型特別資金	設備 運転	100,000	1.40	1.25	10(5.0)	(1)、(3) 0.20 (2) 0.20~ 1.15	(1)、(3) 0.20 (2) 0.20~ 1.15	(1)、(3) 1.60 (2) 1.60~ 2.55	(1)、(3) 1.45 (2) 1.45~ 2.40	セーフティネット保証4号、5号の認定を受けた者、売上や利益率が5%以上減少した者(一般枠)、又は令和6年能登半島地震による災害により被災した者のうち、経営行動計画を策定し、金融機関による伴走支援を受けながら経営改善に取り組む者
		経営改善サポート資金	設備 運転	280,000	1.65	1.50	15(5.0)	0.20	0.20	1.85	1.70	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者
	再生	再生支援資金	運転	50,000	2.25	2.10	10(1.5)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50	2.45~ 3.55	2.30~ 3.60	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者
緊 急	セーフティネット資金	運転	80,000	1.35	1.20	8(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.75~ 2.85	1.60~ 2.90	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者	
	災害復旧資金	設備 運転	設備50,000 運転30,000	1.35	1.20	12(2.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.75~ 2.85	1.60~ 2.90	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者	
	経済変動等資金	その都度知事が定める										
	災害対策特別資金	その都度知事が定める										

(注)

- 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。(利用する保証制度により、保証料率が本表と異なる場合がある。)
- 収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金の取扱期間は令和6年6月30日保証申込分まで。ただし、令和6年7月1日以降も、各資金に対応する国の保証制度が継続する場合は、保証の取扱期間内の保証申込分までとする。また、収益力改善伴走支援型特別資金の融資対象者のうち、令和6年能登半島地震による災害により被災した者については、令和6年能登半島地震に係る災害関係保証の適用期限までに融資実行されたものとする。
- 一般資金(経営者保証非提供枠)の取扱期間は令和7年3月31日保証申込分までとし、経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和7年3月31日保証承諾分までとする。
- 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律年0.2%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.8%、責任共有外年1.0%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
- 収益力改善伴走支援型特別資金の借入時の保証料率は国補助後、セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者並びに令和6年能登半島地震による災害により被災した者は一律年0.2%、一般枠に該当する者は年0.2%~1.15%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた者並びに令和6年能登半島地震による災害により被災した者は一律年0.85%、一般枠に該当する者は年0.45%~2.2%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
- 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。
- 一般資金(経営者保証非提供枠)の借入時の保証料率は国補助後、責任共有年0.50~1.80%、責任共有外年0.50~2.00%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.65~1.95%、責任共有外年0.65~2.15%となる。

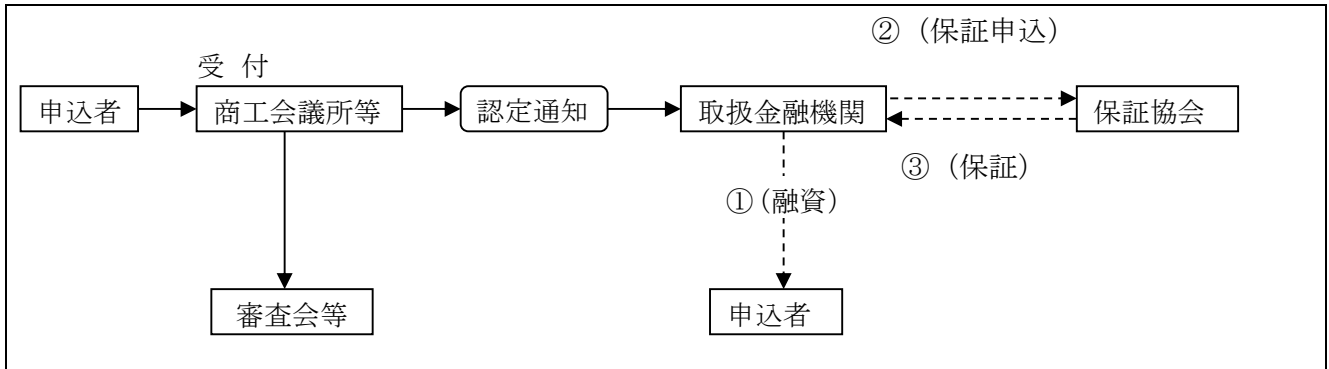
※ 融資の申込みから融資実行までの手続

1. 一般資金、一般資金（経営者保証非提供枠）、小規模企業育成資金、創業者支援資金、新事業展開強化資金、経営改善長期借換資金、収益力改善伴走支援型特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金、災害復旧資金

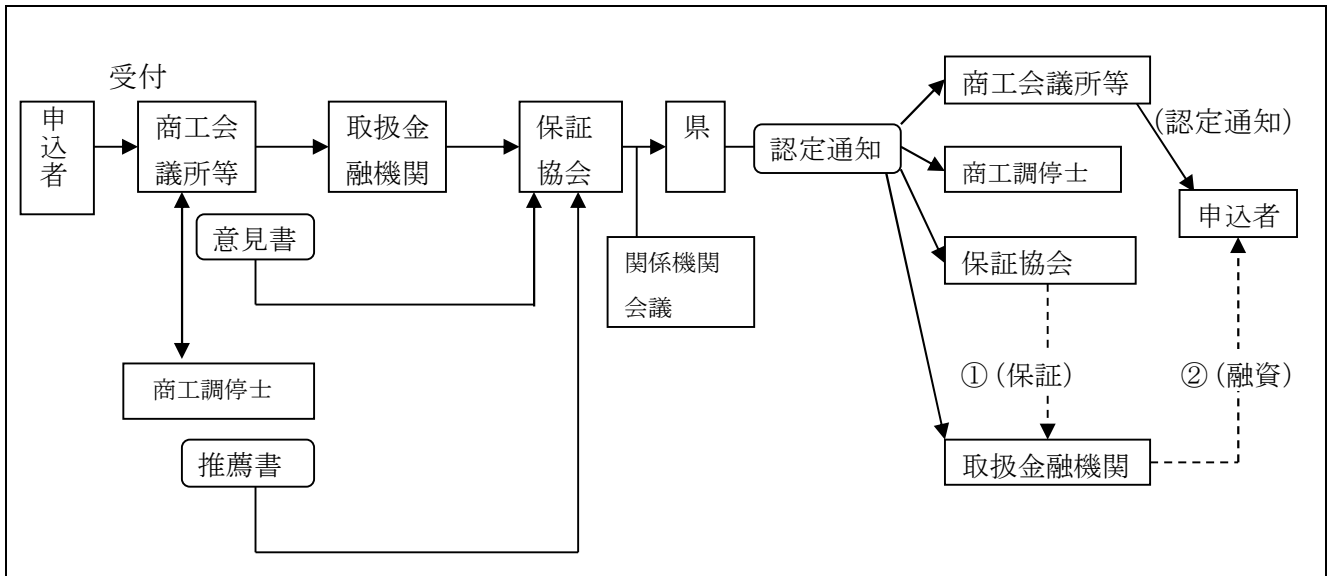


※融資期間延長制度も1と同様の手続とする。

2. 小規模企業特別資金



3. 再生支援資金



4. 災害対策特別資金及び経済変動等資金
資金の制定の際定める。

※ 融資対象者

中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件を備えている方が対象になります。

資 金 名	期 間	対 象 者
創業者支援資金	創業計画段階から開業後5年未満 (中小特定非営利活動法人については、法人設立前の計画段階での利用は対象外)	県内において事業所を有し、融資対象業種を営んでいる方
その他の資金	開業後1年以上	

【信用保証および信用保険の対象とならない業種】

- (1) 農林漁業（一部業種は対象となる）
- (2) 金融・保険業（「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「金融商品取引業」、「商品先物取引業」、「商品投資顧問業」、「補助的金融業」、「金融附帯業」、「金融代理業」、「保険媒介代理業」、「保険サービス業」は対象となる。）
- (3) 卸売業、小売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
- (4) 風俗営業飲食業（風俗営業の許可を要する場合で、かつ、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものに限る。）
- (5) サービス業中次のもの
 - ① 物品賃貸業（風営法第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - ② 宿泊業（風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - ③ 洗濯・理容・美容・浴場業中の他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業（風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。）
 - ④ 娯楽業中、風営法第2条第6項第2号、第3号及び第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項第1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業
 - ⑤ その他の事業サービス業中の他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）に限る。）
 - ⑥ 政治・経済・文化団体
 - ⑦ 宗教
- (6) 通信業中のインターネット付随サービス業（風営法第2条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業に限る。）

【該当しない方】

1. 県税を滞納している方
2. 資本金の2分の1以上が大企業から出資されている方
3. 信用保証協会が求償権を有している方
4. その他、資金調達について制度融資によることが適当でない方

※銀行取引停止処分中の方や暴力団・暴力団員の方など、信用保証協会による保証をご利用できない方は利用できません。

※ 利用上の注意

各 資 金 共 通

1. 中小企業制度融資の各資金の併用を認める。ただし、融資対象ごとに各資金の融資限度額（設備資金については、設備の所要金額の範囲内）を適用する。
2. 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中庁第 15 号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合においては、同要綱の規定により各資金の保証料率に年 0.25%又は年 0.45%を上乗せする。

設 備 資 金

1. 融資限度額は当該施設・設備の設置に要する金額（消費税額を含む。）の範囲内とする。
2. 土地取得は対象にしない。
3. 法定耐用年数及び返済能力を参考に融資期間を定める。
4. 機械設備等の中古品で、十分な性能等を有しているものは対象とする。
5. 販売用、賃貸用及びリース用の施設・設備は対象にしない。
6. 福利厚生施設としての従業員宿舎の一戸建は対象にしない。
7. 居宅と店舗等の併用建物の対象事業費は、面積比により決定する。
8. 車輛は、業態上明らかに営業用車輛と認められるものを対象とする。ただし、登録諸費用は対象にしない。
9. 耐用年数が 1 年未満又は有形固定資産として登録されないものは対象にしない。
10. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が設置する県外の施設・設備又は海外直接投資の事業に必要な設備資金の利用を認める。
11. 融資の認定前の施設・設備の設置、取得は原則として認めない。
12. 認定は、対象施設等の見積額により行い、取扱金融機関は契約書又は注文請書の写（自家施工の場合は、原価計算書）の提出をまって対象経費額を確認の上、融資を実行するものとする。
13. 建物、機械設備等の修繕費は対象にしない。

運 転 資 金

1. 県内に主たる事業所のない企業は対象にしない。ただし、独立採算をしている企業については、この限りでない。
2. 月商額の算出は、原則として直近の決算及び直近の決算以降の試算表等をもとに行う。ただし、経済的環境の変化により一時的に売上の減少を来しているが、中長期的には売上の回復等が見込まれる場合にあっては、2 期前の決算をもとに算出することができる。
3. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が県外の施設・設備又は海外直接投資（注）の事業において必要とする運転資金の利用を認める。

（注） 海外直接投資の事業において必要とする資金とは、外国における支店等の設置又は拡張に要する資金及び出資割合が 10%以上となる海外法人への出資資金等、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 7 に規定する資金をいう。

新型コロナウイルス感染症関連

1. 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るもの）を受け令和 4 年 10 月 1 日以降に中小企業制度融資を申込み場合、融資を受けた者は、原則として 5 年間にわたり、半期に一度、金融機関に対し、経営状況等を報告することとし、金融機関は、保証協会に対し中小企業者の経営課題に対する支援の実施状況等を報告するものとする。

〈 語句の説明 〉

(1) 中小企業者とは

次表の「資本金の額又は出資の総額」又は「従業員の数」のいずれかに該当する会社及び個人

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
小 売 業	50 百万円以下	50 人以下
卸 売 業	100 百万円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	50 百万円以下	100 人以下
旅 館 業	50 百万円以下	200 人以下
医 業	—	300 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 百万円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	300 百万円以下	900 人以下
製造業・建設業・運輸業・その他業種	300 百万円以下	300 人以下

(2) 組合とは

中小企業協同組合法、その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会

(3) 中小特定非営利活動法人とは

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人（卸売業及びサービス業にあつては 100 人、小売業にあつては 50 人）以下のもの

(4) 小規模企業者とは

中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業については 5 人）以下のもの。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「政令」という。）第 1 条の 2 各号に規定する業種にあつては、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条各号に規定する数以下の会社及び個人であるもの

(5) 指定再生手続開始申立等事業者とは

破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であつて、負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が概ね 50,000 千円以上で、かつ、県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの。ただし、商工会議所会頭等により特に意見があったものについては、この限りではない。

(6) 指定事業活動制限事業者とは

県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人に対する直接取引又は間接的な取引の連鎖の関係にある事業者であつて、事業活動の制限を行つており、当該県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの

(7) 指定地域とは

指定事業活動制限事業者により、当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動が重大な影響を受けているとして知事が指定した地域

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金用途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
一 融 資	一般資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げる施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金若しくは借換資金を必要とするもの (1) 工場、店舗、倉庫等の建物の新築、増築、改築又は改装 (2) 事業の用に供するための既存建物の取得 (3) 構築物、機械、装置等の新設、増設、更新又は改造	設備資金 運転資金 借換資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円 借換資金 80,000,000円	年1.45 ^{パーセント}	年1.30 ^{パーセント}
	一般資金 (経営者保証 非提供枠)	法人である中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金若しくは借換資金を必要とするもの(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する特別保証制度(以下「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度」という。)を適用する場合に限る)	設備資金 運転資金 借換資金	80,000,000円	年1.45 ^{パーセント}	年1.30 ^{パーセント}
	小規模企業 特別資金	小規模企業者(中小企業者又は医業を主たる事業とする中小特定非営利活動法人であって、信用保証協会の保証付融資残高と本資金の新規申込額との合計が20,000,000円以内となるものに限る。)であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、既存の信用保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	—	年1.20 ^{パーセント}
	小規模企業 育成資金	小規模企業者であって、施設・設備の改善を行うため資金を必要とするもの又は運転資金を必要とするもの	設備資金 運転資金	20,000,000円 ただし、小規模企業特別資金の融資残高がある場合は、それとの合計額が20,000,000円に達するまでの額	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}

制度融資一覧

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
設備資金 12年以内 運転資金 7年以内 借換資金 10年以内	設備資金 1年以内据置き 元金均等月賦 運転資金 6箇月以内据置き 元金均等月賦 借換資金 1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 島根県中小企業 団体中央会(以 下「中央会」とい う。) 島根県商工会連 合会(以下「商工 会連合会」とい う。) 公益財団法人し まね産業振興財 団(以下「産業振 興財団」という。)	普 通 銀 行 株式会社商工組合 中央金庫(以下「商 工中金」という。) 信 用 金 庫 信用協同組合 (以下「信用組合」と いう。) 農 業 協 同 組 合 (以下「JALしまね」と いう。) 漁業協同組合JFし まね(以下「JFしま ね」という。)
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	不要	不要	要 (年0.65%以上 2.15%以下 (借入時につ いては年0.5% 以上2.0%以 下))	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要 ただし、保証協 会における既 融資残高との 合計が 30,000,000円 を超える場合 は取扱金融機 関又は保証協 会の決定によ る。	要 (年0.2%以上 1.2%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね

制度の種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特別 融 資	創業者支援 資金	次の対象者のいずれかに該当し、創業のための資金を必要とするもの (1) 新たに事業を開始する計画を有する個人 (2) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する個人 (3) 新たに中小企業者である会社を設立し事業を開始する計画を有する中小企業者である会社 (4) 事業実績が少ない等の理由により実質的に(1)から(3)までに掲げる者に準ずるものとみなされる中小企業者、組合若しくは中小特定非営利活動法人	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円 ただし、融資対象者の欄(1)及び(2)に掲げる者については、設備資金と運転資金との合計額として、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第129条第1項に規定する創業関連保証(同条第3項各号に掲げる要件のいずれにも該当する創業者である中小企業者に係るものを含む。以下「創業関連保証」という。)の保証限度額とする。	年1.25 ^{パーセント}	年1.10 ^{パーセント}
	新事業展開 強化資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次に掲げるいずれかの事業を行うため資金を必要とするもの (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で研究開発支援に関連する事業のうち別に定める要件に該当するもの (3) 技術又は事業の新規性が認められる事業 (4) 収益体質の強化となる計画を策定し、商工会議所等の確認を受けており、かつ商工会議所等の指導機関の指導を継続して受けて実施する事業 (5) その他知事が特に認めた事業	設備資金 運転資金	設備資金 80,000,000円 運転資金 50,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
「融資対象者」欄の(1)から(3)及び(5)に該当する内容は概ね次のとおり(詳細は規定集の審査運用)						
(1)に該当する「法律等」				(2)に関連する内容		
(ア)下請中小企業振興法 (イ)中小企業等経営強化法 (ウ)産業競争力強化法 (エ)中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律 (オ)中小企業地域資源活用促進法 (カ)従前特別目的資金等により対象となっていた法律				企業変革に向けての 新商品又は新技術の 研究開発		

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の可否	信用保証の可否 (保証料率)		
設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.2%以上 1.5%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
設備資金 12年以内 運転資金 10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね

基準を御参照ください。)

(3)に関連する新規性	(5)に該当するもの
(ア)他で利用されていない知的所有権 (イ)補助金の交付を受けて開発した技術 (ウ)公的試験研究機関等が確認 (エ)公的試験研究機関等の技術移転等 (オ)保証協会の新事業認定審査会の認定	(ア)ISOの取得に取り組む事業(ISO14001を除く。) (イ)HACCPの導入に取り組む事業 (ウ)経営革新計画を策定して実施する事業 (エ)その他必要と認められるもの

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金用途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特 別 融 資	経営改善長期借換資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの</p> <p>(1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。</p> <p>(2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。</p> <p>(3) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。</p>	運転資金	280,000,000円	年1.55 ^{パーセント}	年1.40 ^{パーセント}
	収益力改善伴走支援型特別資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、作成した経営行動計画に従って金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組むもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項の規定による認定(同項第4号に該当する者に限る。)を受けていること。</p> <p>(2) 保険法第2条第5項の規定による認定(同項第5号に該当する者に限る。)を受けていること。</p> <p>(3) 売上高又は利益率が前年に比べ5パーセント以上減少していること。</p> <p>(4) 激震災害(激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)に基づいて指定された令和6年能登半島地震による災害に限る。)について、災害救助法(昭和22年第118号)が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激震災害を受けたこと。</p>	設備資金 運転資金	100,000,000円	年1.40 ^{パーセント}	年1.25 ^{パーセント}
	経営改善サポート資金	<p>中小企業者又は組合であって、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。)に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの</p>	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.65 ^{パーセント}	年1.50 ^{パーセント}
	再生支援資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、市中金融機関からの一般の融資を受けることは困難であるが、次の要件の全てに該当し、再生のための資金を必要とするもの</p> <p>(1) 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けていること。</p> <p>(2) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。</p>	運転資金	50,000,000円	年2.25 ^{パーセント}	年2.10 ^{パーセント}

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
15年以内	1年以内据置き 原則として元金 均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
10年以内	5年以内据置き 元金均等月賦 ただし、融資期 間が1年以内の 場合は、一括償 還の方法による ことができる。	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (融資対象者の 欄(1)、(2)及び (4)に該当する 者にあつては年 0.85%(借入時 については一 律年0.2%)、 同欄(3)に該当 する者にあつて は年0.45%以 上2.2%以下 (借入時につ いては年0.2% 以上1.15%以 下))	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
15年以内	5年以内据置き 元金均等月賦 ただし、融資期 間が1年以内の 場合は、一括償 還の方法による ことができる。	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (責任共有の場 合にあつては年 0.8%、責任共 有外の場合に あつては年1.0 %(借入時につ いては一律年 0.2%)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	J A し ま ね 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
10年以内	1年6箇月以内据 置き元金均等月 賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会 の決定による。	要 (年0.2%以上 1.5%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	J A し ま ね 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金使途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
緊急	セーフティ ネット資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの</p> <p>(1) 指定再生手続開始申立等事業者に対する債権(売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。))又は前渡金に係る返還請求権をいう。)の回収に困難を来しているもの</p> <p>(2) 指定事業活動制限事業者との直接取引又は間接取引の連鎖の関係にあり、売上高等の減少しているもの</p> <p>(3) 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等の減少しているもの</p> <p>(4) その他、保険法第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの</p>	運転資金	80,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
	災害復旧資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 災害により、直接被害を受けたもの</p> <p>(2) 災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの</p>	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円	年1.35 ^{パーセント}	年1.20 ^{パーセント}
融資	災害対策特別資金	<p>中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次のいずれかの災害により早急な金融対策が必要と知事が認めたもの</p> <p>(1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受けた災害</p> <p>(2) 災害救助法の適用を受けた災害</p> <p>(3) その他知事が認めた災害</p>	その都度知事が別に定めるところによる。			
	経済変動等 資金	<p>経済環境の著しい変動等により県内中小企業の経営の安定に著しい支障を来すおそれがあり、早急な金融対策が必要と知事が認めたもの</p>	その都度知事が別に定めるところによる。			

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の要否	信用保証の要否 (保証料率)		
8年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	取扱金融機関 又は保証協会の 決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
12年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機 関又は保証協会の 決定による 個人 原則として 不要	原則として不要	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商 工 会 議 所 商 工 会 会 中 央 会 商 工 会 連 合 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
						普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま
						普 通 銀 行 商 工 中 金 庫 信 用 金 組 合 信 用 組 合 J A し ま J F し ま

- 注1 一般資金(経営者保証非提供枠)の取扱期間は令和7年3月31日保証申込分までとし、経営改善長期借換資金及び新事業展開強化資金の取扱期間は令和7年3月31日保証承諾分までとし、収益力改善伴走支援型特別資金の取扱期間は伴走支援型特別保証制度(伴走支援型特別保証制度要綱(20210310中庁第2号)に規定する「伴走支援型特別保証制度」をいう。以下同じ。)の取扱期間内の保証申込分までとし、経営改善サポート資金の取扱期間は事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度(事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度要綱(20210310中庁第2号)に規定する「事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)」をいう。以下同じ。)の取扱期間内の保証申込分までとする。ただし、収益力改善伴走支援型特別資金の融資対象者のうち(4)に該当する者に係る取扱期間は、激震災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証(令和6年能登半島地震に係るものに限る。)の適用期限までの融資実行分までとする。
- 2 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。
- (1) 法人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 代表者又は組合役員
- イ 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は代表者の配偶者(当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
- ウ 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
- エ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- (2) 個人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者
- ア 実質的な経営権を持つ者、営業許可名義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)
- イ 経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者
- ウ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者
- 3 次の各号に定める保証の対象となる融資については、責任共有制度の対象外となるため「責任共有外利率」を適用し、これ以外の融資については責任共有制度の対象となるため「責任共有利率」を適用するものとする。(小規模企業特別資金を除く。)
- (1) 保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証
- (2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。)
- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証
- (4) 創業関連保証
- (5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証
- (6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証
- (7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保険に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保険に係る保証
- (8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証
- (9) 経営力強化保証制度要綱(20120918中庁第1号)に規定する経営力強化保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
- (10) 事業再生計画実施関連保証制度要綱(20140114中庁第2号)に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)
- (11) 保険法第15条に規定する危機関連保証
- 4 小規模企業特別資金は、国の全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」の対象であることから責任共有制度の対象外となる。
- 5 保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものである。
- 6 国の全国統一の保証制度である伴走支援型特別保証制度に係る保証は、収益力改善伴走支援型特別資金についてのみ適用する。
- 7 国の全国統一の保証制度である事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)制度に係る保証は、経営改善サポート資金についてのみ適用する。
- 8 収益力改善伴走支援型特別資金及び経営改善サポート資金について、経営者保証免除対応を適用する場合においては、保証料率に年0.2パーセントを上乗せする。ただし、借入時の保証料率については、上乗せしない。
- 9 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合においては、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。
- 10 国の全国統一の保証制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に係る保証は、一般資金(経営者保証非提供枠)についてのみ適用する。

R06 島根県中小企業制度融資等一覧表②

2 まち・ひと・しごと創生資金

(令和6年4月1日現在)

資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
まち・ひと・しごと創生資金	設備 運転	80,000 50,000	1.25	1.10	設備12(1.0) 運転 7(1.0) ※観光施設等 整備枠、地域 商業整備枠の 中山間地域商 業関連及び環 境対応枠につ いては、 設備15(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.65～ 2.75	1.50～ 2.80	県の政策を推進するため、以下の 取り組みを行う者
人材投資・働き方改革等生 産性向上枠										人材育成等を中心としてIT技術の 導入などにより生産性向上に取り組 む者、従業員の労働環境の整備等 を行う者、しまね子育て応援企業 の認定を受けた者等、働き方改革や 人材投資による生産性向上の取 組みを行う者
観光施設等整備枠										地域の観光振興に資する事業(市 町村長の推薦が必要)に取り組む者
地域商業整備枠										地域の買物の場の整備に取り組む 者
海外展開枠										事業の海外展開を検討・実施する 者(ただし県内事業所又は雇用の維 持拡大を図るもの)
環境対応枠	環境保全のための施設・設備の設 置、改善等を行う者									

3 中小企業育成振興資金

資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
事業所新設等資金	土地 設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	事業所の新設等を行う者
成長企業応援資金	土地 設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	新たな市場等での事業展開により成長を図ろうとする者
	運転	運転 80,000			7(2.0)	
経営資産承継資金	土地 設備 運転	200,000 運転 80,000	0.95	0.80	15(2.0) 10(2.0)	雇用の維持、技術の継承、企業の成長に資する経営資産の承継をする者

4 立地関係資金

資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
企業立地促進資金	土地 設備	2,000,000	0.95	0.80	15(2.0)	製造業に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
ソフト産業等立地促進資金	土地 設備	200,000	0.95	0.80	15(2.0)	ソフト産業等に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
	運転	運転 60,000			7(1.0)	

(注)1. まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金及び立地関係資金の信用保証の要否については、取扱金融機関の定めるところによる。

2. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。

なお、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、同要綱の規定により保証料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。

融 資 対 象 事 業 一 覧

メニュー	融資対象者	融資対象事業
人材投資 ・働き方 改革等生 産性向上 枠	中小企業者、組合又は中小特定 非営利活動法人であって、融資対 象事業費の要件のいずれかに該当 する事業を行うため資金を必要と するもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 従業員の人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産 性向上に取り組む事業 (2) 従業員の労働環境の整備のための事業 (3) 子育て支援のための施設・設備の整備のための事業 (4) しまね子育て応援企業認定要綱に基づく認定を受けているものが 実施する事業 (5) しまね障がい者就労応援企業認定要綱に基づく認定を受けている ものが実施する事業 (6) 市町村が定める消防団協力事業所表示制度に係る実施要綱に基づ く消防団協力事業所の認定を受けているものが実施する事業 (7) しまね女性の活躍応援企業登録要綱に基づく登録を受けているも のが実施する事業 (8) その他知事が特に認めた事業
観光施設 等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定 非営利活動法人であって、融資対 象事業費の要件に該当する事業を 行うため資金を必要とするもの	観光施設の整備等の事業（しまね観光立県条例平成20年島根県条例第 28号）の趣旨を踏まえ、市町村の地域振興計画、観光振興計画等に位置 付けられる事業であって、地域の観光振興に資するものとして市町村長 が推薦するものに限る。）に要する経費
地域商業 等整備枠	中小企業者、組合又は中小特定 非営利活動法人であって、融資対 象事業費に掲げるいずれかの事業 を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 特別の法律等に基づき承認、認定等を受けて実施する事業 (2) 県の中長期的な施策に関連する事業で中山間地域商業に関連する 事業のうち別に定める要件に該当する事業 (3) その他知事が特に認めた事業
海外 展開枠	中小企業者、組合又は中小特定 非営利活動法人であって、海外販 路の開拓や海外向け新製品の開発 等、融資対象事業費に掲げるいず れかの事業に取り組み、将来にわ たり県内事業所の事業規模又は雇 用の維持・拡大を目指すため資金 を必要とするもの（県内事業所の 全てを廃止する場合を除く。）	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業 (2) 出資割合が10%以上となる場合における外国法人の発行に係る株 式又は出資の持分の取得に係る経費 (3) 出資割合が10%以上である外国法人の発行に係る証券等の取得又 はこれらの外国法人に対する金銭の貸付に係る経費 (4) 海外直接投資の事業実施に必要な調査に係る事業 (5) 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育に係る事業 (6) 海外見本市又は商談会への参加に係る事業 (7) 直接輸出入に係る事業
環境 対応枠	企業又は組合であって、融資対 象事業費に掲げるいずれかの事業 を行うため資金を必要とするもの	次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費 (1) 公害を防止するために必要な施設・設備の設置又は改善に係る事業 (2) 石綿の飛散を防止するために必要な施設・設備の改善(石綿の使用 状況の調査、石綿の除去、封じ込め等適切な工法による措置、剥ぎ取 った石綿の処分等)に係る事業 (3) 産業廃棄物処理施設・設備の設置又は改善に係る事業 (4) 産業廃棄物の再生利用、再資源化のための施設・設備の設置又は改 善に係る事業 (5) PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理（運搬を含む。）及び 対象設備の買換えに係る事業 (6) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法 律第53号)第2条第1項に定められた特定物質(以下「特定物質」という。) から代替物質への転換施設・設備、特定物質回収施設・設備及び特定 物質破壊施設・設備の設置又は改善に係る事業 (7) 従来の設備よりも資源及びエネルギーの消費量を5パーセント以上 節減する設備の設置に係る事業 (8) 自然エネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 (9) リサイクルエネルギー利用施設・設備の設置又は改善に係る事業 (10) 事業の用に供する低公害車を購入する経費又は低公害車用燃料供 給施設・設備の設置又は改善に係る事業 (11) 環境管理システム(ISO14001)の認証を取得するための施設・設備の 設置又は改善及び審査登録に係る事業 (12) 製造業等を営む企業が、住居地域等から市町村長が工場立地の適地 と認める区域へ工場の全面移転を行うのに必要な移転先の用地の取 得及び移転先の施設・設備の設置に係る事業 (13) 工場等企業施設周辺の景観保持のために必要な緑地、囲障等の設置 又は改善に係る事業

(3) 中小企業育成振興資金

(県中小企業課金融係 TEL0852-22-5883)

融資対象者

(1)事業所新設等資金・(2)成長企業応援資金	(3)経営資産承継資金
<ul style="list-style-type: none"> ・県内で1年以上継続して同一業種を営む中小企業者 (県内において事業を営んでいた中小企業者が資本の2分の1を出資して新たに設立した法人による事業である場合は、その出資を行った中小企業者が事業を営んでいた期間と通算して1年以上。) ・地方税を滞納していないこと ・資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税を滞納していないこと ・資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること ・金融機関及び取引先の支援が受けられること ・商工会又は商工会議所その他の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること

※ソフト産業等とは、次に掲げる業種をいう。

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、物流センター、テレワークセンター、研修所等の人材育成施設、知的財産活用事務所、その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

資金用途	融 資 限 度		融 資 利 率		融資期間	償 還 方 法
			責任共有利率	責任共有外利率		
			年 0.95 <small>パーセント</small>	年 0.80 <small>パーセント</small>		
設備資金（土地・建物・設備取得）	(1) 2億円。ただし投下固定資本の合計額の3分の2以内 (2)(3) 2億円		年 0.95 <small>パーセント</small>	年 0.80 <small>パーセント</small>	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦
運転資金 (2)(3)の資金のみ	8,000万円		年 0.95 <small>パーセント</small>	年 0.80 <small>パーセント</small>	(2) : 7年以内 (3) : 10年以内	2年以内据置き 元金均等月賦

融資要件

(1) 事業所新設等資金	(2) 成長企業応援資金	(3) 経営資産承継資金
<p>県内に製造業、*ソフト産業等又は知事が特に必要と認める事業に係る事業所の新設等を行うこと</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの地区へ立地すること</p> <p>(1) 工場立地法に定める工場適地</p> <p>(2) 都市計画法に定める準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p> <p>(3) 農村地域工業等導入促進法に定める工業等導入地区</p> <p>(4) 土地開発公社等が造成した地域</p> <p>(5) 市町村長が特に認めた地域</p> <p>ロ 事業所の新設等に要する投下固定資本の合計額が 5,000 万円(ソフト産業等は 3,000 万円)以上であること</p> <p>ハ 事業所の新設等に伴い操業開始後 1 年以内に新たに 3 人以上の常用従業員を雇用する計画を有すること</p>	<p>成長を図ろうとする企業が実施する事業であること</p> <p>イ 対象となる事業の例示</p> <p>(1) 成長が見込まれる分野(環境関連、健康・医療・介護関連等)で展開を図る事業</p> <p>(2) 独自の技術又はサービスを活かして展開を図る事業</p> <p>(3) 県外又は海外の市場への進出を図る事業</p> <p>ロ 次の全ての要件を満たす事業であること。</p> <p>(1) 先進性・革新性が認められること</p> <p>(2) 企業戦略として高く評価できるものであること。</p> <p>(3) 県経済又は県民生活への波及効果が特に高いと認められること。</p>	<p>県内において事業を営む会社又は個人(以下「被承継事業者」という)が所有する事業用資産の取得に要する経費であって次に掲げる要件のいずれかに該当するもの及び取得した事業用資産を使用して行う事業に要する経費であること。</p> <p>(1) 被承継事業者が事業用資産を事業の用に供していたときの常時使用する従業員(企業の事業部門の事業用資産を取得する場合にあっては、当該事業部門の常時使用する従業員)を概ね 2 分の 1 以上雇用する計画があること</p> <p>(2) 被承継事業者が地域において重要な役割を担っており、当該事業を存続させるべきである旨の市町村長の意見があること</p>

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担保の要否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による (信用保証の場合は、 保証料率年 0.45～ 2.20% ※)	商 工 会 議 所 商 工 会 商 工 会 連 合 会 中 小 企 業 団 体 中 央 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
<p>※ 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱 (20240115 中小第 15 号) に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年 0.25 パーセント又は年 0.45 パーセントを上乗せする</p>				

(4) 企業立地促進資金

(県中小企業課金融係 TEL0852-22-5883)

融資対象者

県内に製造業に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融		資			
資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	20億円。ただし投下固定資本の合計額の50%以内	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦

(5) ソフト産業等立地促進資金

(県中小企業課金融係 TEL0852-22-5883)

融資対象者

県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融		資			
資金使途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	2億円。ただし投下固定資本の合計額の80%以内	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦
運転資金（建物等の賃借料・機械設備リース料・人件費）	6,000万円	年0.95 ^{パーセント}	年0.80 ^{パーセント}	7年以内	1年以内据置き 元金均等月賦

《島根県企業立地促進条例に基づく認定》

業種ごとに投下固定資本額、増加雇用従業員数の要件があります。（右の表参照）

認定にあたっては、このほかにも要件がありますので、詳細は県企業立地課（TEL 0852-22-5295）にお問い合わせください。

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担 保 の 要 否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による 〔信用保証の場合は、保証料率年 0.45～2.20% ※〕	取 扱 金 融 機 関	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 信 連 連
※ 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中小第 15 号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により保証料率に年 0.25 パーセント又は年 0.45 パーセントを上乗せする				J A し ま ね J F し ま ね

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担 保 の 要 否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による 〔信用保証の場合は、保証料率 ※ 設備 年 0.45～2.20% 運転 年 0.40～1.70%〕	取 扱 金 融 機 関	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 信 連 連
※ 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中小第 15 号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により保証料率に年 0.25 パーセント又は年 0.45 パーセントを上乗せする				J A し ま ね J F し ま ね

資 金	対 象 企 業		条 例 認 定 の 要 件	
			投 下 固 定 資 本 額	増 加 雇 用 従 業 員 数
企 業 立 地 促 進 資 金	① ② ③ 製造業	大企業	3億円以上	10人以上
		中小企業	5千万円以上	5人以上
		地元企業	5千万円以上	3人以上
ソ フ ト 産 業 等 立 地 促 進 資 金	④	ソフト産業	-	10人以上
	⑤	中山間地域等(新設)	-	5人以上
	⑥ ⑦ IT産業【特例】	新設	-	3人以上
		増設	-	5人以上
	⑧	専門系事務職場【特例】(新設)	-	3人以上

(イ) 中小企業支援機関が行う事業

事業名	対象事業の内容
地域産業創造基盤整備事業	地域産業の振興を図るため、第三セクター、商工会等が技術開発センター、インキュベーターを設置・運営する事業
商店街整備等支援事業	商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第三セクター、商工会等が多目的ホール、スポーツ施設、駐車場等のコミュニティ施設の整備とこれらの施設と併せて共同店舗を整備する事業
地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等活性化整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業

※ なお、上記(ア)、(イ)の事業において、事業用施設に使用されている石綿（アスベスト）による健康被害等の防止を図るもの（アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの）についても貸付の対象となります。（貸付割合：貸付対象事業費の90%以内、貸付利率：無利子）

□貸付条件

貸付対象施設	貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む。）するのに必要な土地、建物、構築物、設備
貸付割合	原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内
貸付期間	20年以内（うち据置期間は3年以内）
貸付金利	0.80% / 年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子

(公財)しまね産業振興財団の融資制度

(公財)しまね産業振興財団 経営支援課 総合相談グループ

〒690-0816 松江市北陵町1番地テクノアークしまね

TEL 0852-60-5113

(公財)しまね産業振興財団 石見事務所

〒697-0034 浜田市相生町1391番地8 石見産業支援センター

TEL 0855-24-9301

(1)設備貸与制度

制度	一般枠	特別枠
対象者	県内に事業所を有する以下の中小企業者および創業者 (製造業 ・ その他の業種) 従業員300人以下、又は資本金 3 億円以下 (卸売業) 従業員100人以下、又は資本金 1 億円以下 (小売業) 従業員50人以下、又は資本金5,000万円以下 (サービス業) 従業員100人以下、又は資本金5,000万円以下 *ただし、原則以下の要件を満たしていることとします。 ・銀行その他の金融機関(日本公庫国民生活事業・信用金庫・信用組合を除く)からの借入残高が7.2億円以下であること ・最近3事業年度の経常利益の平均が1.2億円以下であること ・発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価格の総額の1/2以上を中小企業者以外の事業者が単独に所有していないこと	
対象業種	概ね全業種 *風俗営業法に規定する性風俗特殊営業に該当する業種および公序良俗の観点から適当でないと思われる業種は対象となりません。	
対象設備	県内に設置する設備で、経営基盤強化、経営革新又は公害防止に必要な設備 *土地・建物は、設備貸与制度の対象となりません。 *設備であっても、県外設置や申込者の管理下でない状態で使用されるものは対象となりません。 *設備導入により一定の付加価値向上が見込まれる設備が対象となります。 *設備の事前設置は対象となりません。 *中古設備は、残存耐用年数が3年以上が対象です。	
貸与限度額	100万円 ～ 1億円 (税込設備価格)	
利率 (割賦損料) *金利情勢により変更する場合があります	経営革新計画等の承認を受けていない企業 年1.75%(固定)	経営革新計画、農商工連携事業計画、 商店街活性化事業計画等承認企業 年1.60%(固定)
返済期間	原則7年以内 (元金据置期間:1年以内) 公害設備は6,000万円を超える設備は最長12年 ※新品は法定耐用年数以内となります。 ※中古品は残存耐用年数以内で、元金据置期間はありません。	
返済方法	月賦(口座振替・毎月25日払)	
保証金	貸与決定金額の5% *契約日までに納入していただきます。 *保証金は最終支払いから順次返済金に充当します。	
連帯保証人	法人にあつては原則代表者のみ、個人にあつては原則不要 *「経営者保証ガイドライン」により適宜判断します。 *不動産担保等は原則不要ですが、審査の結果、お願いする場合があります。	
その他	・損害保険 財団を質権者とする設備の損保を付保(保険料:申込者負担) ・固定資産税 申込者負担 ・支払完了後の措置 設備を企業に譲渡(所有権を移転)	

「設備貸与制度に係る保証金補助制度」を創設されている市町村があります。
 詳細につきましては各市町村の担当窓口へお問い合わせください。

(市町名)	(補助の内容)	(担当窓口)	(問い合わせ先)
安来市	保証金額の16%以内を補助(上限50万円)	安来市 やすぎ暮らし推進課 産業振興係	TEL0854-23-3105
江津市	保証金額の1/2以内を補助(上限50万円)	江津市 商工観光課 商工振興係	TEL0855-52-7494
吉賀町	保証金額の1/2以内を補助(上限20万円)	吉賀町 産業課	TEL0856-79-2213

3. 政府関係の中小企業専門金融機関の貸付制度

(1) 日本政策金融公庫（中小企業事業）

松江支店 松江市殿町111番地 松江センチュリービル7F TEL 0852-21-0110 ホームページ：https://www.jfc.go.jp/

(融資条件等は令和6年4月1日現在のものです。最新のものについては、ホームページをご参照ください。)

特別貸付

融資の種類	融資対象者	資金使途（注3）	融 資 条 件					申込先
			融資限度額		融資利率	融資期間	備 考	
			直接貸付	代理貸付				
新型コロナウイルス感染症特別貸付	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、(1) または(2)のいずれかに当てはまる方であって、かつ、(3)に当てはまる方</p> <p>(1) 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期に比し5%以上減少していることまたはこれと同様の状況にあること（注1）</p> <p>(2) 債務負担が重くなっていること（注2）</p> <p>(3) 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること</p> <p>（注1）業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が、次のいずれかと比較して5%以上減少していることをいいます。</p> <p>① 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高</p> <p>② 令和元年12月の売上高</p> <p>③ 令和元年10月～12月の平均売上高</p> <p>（注2）一定の要件を満たす必要があります。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および長期運転資金</p> <p>（注3）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。</p>	6億円(注4)	——	<p>基準利率</p> <p>ただし、4億円を限度として融資後3年目までは基準利率-0.5%、4年目以降は基準利率</p>	20年以内 うち据置 5年以内	<p>■本制度は、無担保・無保証人となります。</p>	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

融資の種類	融資対象者	資金使途（注1）	融 資 条 件				申込先	
			融資限度額		融資利率（注2）	融資期間		備 考
			直接貸付	代理貸付				
新事業育成資金	<p>高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の（1）～（3）のすべてに当てはまる方</p> <p>（1） 新たな事業が事業化されておおむね7年以内の方</p> <p>（2） 次のいずれかに当てはまる方 イ 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方 ロ 他企業に利用されていない知的財産権や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に定める指定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う方など</p> <p>（3） 公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方</p>	<p>新たな事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>（注1）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。</p>	7億2千万円	—	<p>融資対象者（2）イの方 特別利率②（上限2.5%）。 ただし、次のいずれかに当てはまる方は特別利率③（上限2.5%） ・融資対象者（2）ロの方 ・「新事業活動促進資金」の融資対象者A～C、FおよびGのいずれかに当てはまる</p> <p>融資対象者（2）ロの方 特別利率③（上限2.5%） 特別利率②（上限2.5%） 特別利率①（上限2.5%）</p>	<p>設20年以内 うち据置5年以内 運7年以内 うち据置2年以内</p>	<p>■融資利率 ◆（注2）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p>	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

融資の種類	融資対象者	資金使途（注1）	融 資 条 件				申込先	
			融資限度額		融資利率（注2）	融資期間		備 考
			直接貸付	代理貸付				
海外展開・事業再編資金	<p>次の（1）、（2）または（3）に当てはまる方</p> <p>（1） 経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の①～③の全てに当てはまる方</p> <p>① 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。</p> <p>② 本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。</p> <p>③ 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の④～⑥のいずれかであること。</p> <p>④ 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすること</p> <p>⑤ 原材料の供給事情により、海外進出をすること</p> <p>⑥ 労働力不足により、海外進出をすること</p> <p>⑦ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること</p> <p>（2） 海外における経済の構造的変化などに適応するために次の①および②を満たす方</p> <p>① 海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部または一部を、移転または廃止することを含む。）することが経営上必要であること</p> <p>② 本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること</p> <p>（3） 海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方</p>	<p>当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む）</p> <p>なお、（2）の方が必要とする長期運転資金には、海外展開事業の再編のための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む。</p> <p>（注1）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的な施設等を賃借するために必要な資金を含みます。</p>	14億4千万円	1億2千万円	<p>○ 融資対象者（1）の場合 基準利率（上限2.5%） ただし、次の資金についてはそれぞれ定める利率</p> <p>（A）日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う方については、4億円を限度として特別利率②（上限2.5%）</p> <p>（B） 次の④から⑥のすべてを満たす場合は、4億円を限度として、特別利率②（上限2.5%）</p> <p>④ 貸付後5年以内において、海外直接投資（追加投資を含む。）に係る海外展開事業の減価償却前売上高経常利益率が5%を超えることが見込まれる方</p> <p>⑤ 貸付後5年後の国内の従業員数が減少しないことが見込まれる方</p> <p>⑥ 貸付後の海外展開事業に係る業況について、貸付後5年間、日本公庫に報告を行い、日本公庫が必要と判断した場合は、当公庫からの経営指導を受ける方</p> <p>（C） 海外直接投資（追加投資を含む。）を行う方であって、海外企業を買収するために必要とする資金については、4億円を限度として特別利率①（上限2.5%）</p> <p>（D） クール・ジャパンの推進に資する事業を行う方であって、一定の要件を満たす方については、4億円を限度として、特別利率①（上限2.5%）</p> <p>（E） 海外展開事業（海外直接投資〔追加投資を含む。〕を除く。）を新たに行う方（開始してから5年以内の方を含む。）については、4億円を限度として特別利率①（上限2.5%）</p> <p>（F） 海外知的財産権を活用した海外展開事業（海外知的財産権の取得費用を除く。）を行う方については、4億円を限度として特別利率①（上限2.5%）</p> <p>（G） （A）に当てはまる方で、（D）または（E）を満たす方のうち、「新規輸出1万者支援プログラム」に登録している方は、4億円を限度として特別利率③（上限2.5%）</p> <p>○ 融資対象者（2）の場合 基準利率（上限2.5%） ただし、4億円を限度として特別利率①（上限2.5%）</p> <p>○ 融資対象者（3）の場合 基準利率（上限2.5%）</p>	<p>設20年以内 うち据置 2年以内 運7年以内 うち据置 2年以内</p> <p>海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、 運10年以内、据置5年以内</p>	<p>■融資利率 ◆（注2）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p> <p>◎本資金は、外貨貸付がご利用できません。詳しくは日本公庫中小企業事業の窓口にお問い合わせください。</p>	<p>1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業</p> <p>2.代理貸付 日本政策金融公庫の代理店</p>

融資の種類	融資対象者	資金使途（注1）	融 資 条 件					申込先
			融資限度額		融資利率（注2）	融資期間	備 考	
			直接貸付	代理貸付				
事業承継・集約・活性化支援資金	<p>(1) 中期的な事業承継を計画し、代表者が後継者（候補者を含む。）と共に事業承継計画を策定している方</p> <p>(2) 安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方</p> <p>(3) 事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね5年以内の者を含む）</p> <p>(4) 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人</p> <p>(5) 事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方</p>	<p>(1) に当てはまる方 事業承継計画を実施するために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2) に当てはまる方 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金（当該事業を承継・集約される方が必要な設備資金および長期運転資金ならびに事業を承継・集約される方に対する転貸資金を含む。）</p> <p>(3) に当てはまる方 当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(4) に当てはまる方 事業承継を行うために必要な設備資金および長期運転資金であって、中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金</p> <p>(5) に当てはまる方 金融機関との取引状況の変化に伴い必要な長期運転資金</p> <p>（注1）長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みます。</p>	14億4千万円	—	<p>(1)に当てはまる方 8億円まで 特別利率①（上限2.5%） ただし、認定経営革新等支援機関などの支援を受けて事業承継計画を実施する場合（現経営者の年齢が55歳以上である場合に限る。）については 特別利率②（上限2.5%） 8億円超 基準利率（上限2.5%）</p> <p>②に当てはまる方 基準利率（上限2.5%） ただし、次の要件を満たす場合は、 8億円まで それぞれに定める利率（上限2.5%） 8億円超 基準利率（上限2.5%） (A) 事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより、事業を承継・集約する方および当該事業を承継・集約される方（付加価値向上計画を作成し、同計画書において新たな雇用が見込まれる方に限る。）であって、次の要件を満たす場合は、それぞれに定める利率 ① 事業を集約・承継する方の最近における付加価値額が前期に比して増加している場合は、特別利率① ② 付加価値向上計画が、支援機関等の支援を受けて作成されている場合は、特別利率② (B) 後継者不在などにより事業承継が困難となっている方から事業を承継する方および当該事業を承継される方については、特別利率①（注3） (C) 新型コロナウイルス感染症の影響により一定の要件に該当し、事業継続が困難となっている企業から事業を承継する方および当該事業を承継・集約される方については、特別利率①（注3） (D) 次のいずれかに該当する方については、特別利率① ① 株主等から自己株式または事業用資産の取得等を行う法人の方 ② 事業用資産の取得等を行う後継者（個人事業主）の方で、前個人事業主の退任などの事由が発生してから5年以内の方 ③ 事業会社の株式または事業用資産を取得する持株会社および当該事業会社</p> <p>③に当てはまる方 8億円まで 特別利率②（上限2.5%） 8億円超 基準利率（上限2.5%）</p> <p>④に当てはまる方 8億円まで 特別利率①（上限2.5%） ただし、付加価値向上計画を作成し、同計画において新たな雇用が見込まれる方は、特別利率②（上限2.5%） 8億円超 基準利率（上限2.5%）</p> <p>⑤に当てはまる方 基準利率（上限2.5%）</p>	設20年以内 うち据置5年以内 運10年以内 うち据置5年以内	<p>■融資利率 ◆（注2）信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、ご融資の使いみちが株式等（のれん代を含む。）の場合であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ◆（注3）(B) (C) に該当し小規模事業者または主要な取引先から事業を承継する方および当該事業を承継・集約される方については、特別利率②（上限2.5%）</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p>	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

融資の種類	融資対象者	資金使途(注1)	融 資 条 件				申込先	
			融資限度額		融資利率(注2)	融資期間		備 考
			直接貸付	代理貸付				
事業再生・企業再建支援資金 (企業再建、経営改善支援関連)	<p>(1) 経営改善、経営再建などに取り組む必要がある中小企業の方で、①～③のすべてに当てはまる方</p> <p>① 次のいずれかに当てはまり、早急に企業再建を行う必要がある方</p> <p>イ. 借入債務などが株式会社整理回収機構に譲渡された企業と密接な取引関係を有する方</p> <p>ロ. 取引先の業況悪化の影響を受けるなど一定の要件に該当する方</p> <p>ハ. 過剰債務の状況に陥っている方</p> <p>二. 中小企業活性化協議会(旧: 中小企業再生支援協議会を含む。)などの関与の下で事業の再生を行う方</p> <p>ホ. 事業資金の借入について、弁済に係る負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方</p> <p>ヘ. 第二会社方式により再生を図る方</p> <p>ト. 過去延滞等によりサービサーに債権が譲渡されている先であって、再生を図る方</p> <p>② 相応の債務償還能力が認められ、かつ、適切な企業再建計画が策定され、金融機関の協力が得られるなど関係者による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方</p> <p>③ 当公庫が融資後も継続的に企業再建に対する経営指導を行うことで、円滑な企業再建の遂行が可能となる方</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する方</p> <p>① 中小企業等経営強化法に定める認定経営革新など支援機関(以下、「認定支援機関」という。)による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。</p> <p>② 過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。</p>	<p>(1) に当てはまる方が、企業再建計画に従って企業の再建を行うために必要な設備資金および長期運転資金</p> <p>(2) に当てはまる方が、経営改善計画に従って企業の再建を図る上で必要となる設備資金および長期運転資金</p> <p>(注1) 長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含みません。</p>	7億2千万円	—	<p>(1) に当てはまる方 基準利率(上限2.5%)なお、①二の要件を満たす場合は2億7千万円を限度に特別利率③(上限2.5%)</p> <p>(2) に当てはまる方 2億7千万円まで特別利率②(上限2.5%) 2億7千万円超 基準利率(上限2.5%)</p>	<p>設 20 年以内うち据置 2 年以内 運 15 年以内 (一定の要件を満たす場合は 20 年以内) うち据置 2 年以内</p>	<p>■融資利率 ◆(注2) 信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、融資対象者(1)①ニまたは(2)に当てはまる方であって、担保を働しない場合には、利率の引下げ措置があります。</p> <p>■保証人 直接貸付において一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。</p>	1.直接貸付 日本政策金融公庫松江支店中小企業事業

※他に、スタートアップ支援資金、女性、若者/シニア起業家支援資金、再挑戦支援資金、新事業活動促進資金、中小企業経営力強化資金、企業活力強化資金、IT活用促進資金、地域活性化・雇用促進資金、観光産業等生産性向上資金、働き方改革推進支援資金、SDG s 推進資金、環境・エネルギー対策資金、BCP資金、経営環境変化対応資金、金融環境変化対応資金、取引企業倒産対応資金等もありますのでお気軽にご相談ください。

(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）

松江支店 国民生活事業 松江市殿町 111 センチュリービル2F TEL 0570-075025(ナビダイヤル)
 浜田支店 国民生活事業 浜田市殿町 82-7 TEL 0570-075878(ナビダイヤル)

(融資条件等は令和6年4月1日現在のものです。)
 最新のものについてはホームページをご参照ください。

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				申込先
			融資限度額	利率(年)	ご返済期間 据置期間	担保・保証人	
一般貸付	事業を営む方	設備資金・運転資金	4,800万円以内	基準利率 ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。	設10年以内(うち据置期間2年以内) 運5年以内【特に必要な場合7年以内】(うち据置期間1年以内)	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 島根銀行 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫 島根益田信用組合
特定設備資金	事業を営む方	業種・品種の転換、大型店進出などに伴う店舗・工場移転を図る設備資金	7,200万円以内		20年以内(うち据置期間2年以内)		
マル経融資 (小規模事業者経営改善資金)	商工会議所、商工会または都道府県商工会連合会の実施する経営指導を受けている商工業者であつて、商工会議所等の長の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満たしていることが必要です 1 常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)の場合5人以下)であること 2 原則として6ヵ月以上、商工会議所等の経営指導を受けていること 3 最近1年以上、同一商工会議所等の地区内で事業を営んでいること 4 所得税、法人税、事業税及び都道府県民税や市町村民税(均等割を含みます)を原則としてすべて完納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策金融公庫 国民生活事業の非対象業種等でないこと	設備資金・運転資金	2,000万円以内	特利F	設10年以内 運7年以内 据置期間 設2年以内 運1年以内	不要	商工会議所 商工会 県商工会連合会
特別貸付	別表のとおり						

- (注) 1. 金融業、投機的業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は、ご利用になれません。
 2. お使いみち、融資期間、担保の状況によって異なる利率が適用されます。
 3. 各種融資制度、融資対象者、融資条件等には、取扱期間が設けられています。
 4. 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。
 5. 詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				申込先
			融資限度額	利率(年)	ご返済期間 据置期間	担保・保証人	
一般貸付 (生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方 i : 飲食店営業、喫茶店営業、 食肉販売業、食鳥肉販売業、 氷雪販売業、理容業、美容業、 その他公衆浴場業(注1) ii : クリーニング業(注2) iii : 興行場営業、サウナ営業 iv : 旅館業(注3) v : 一般公衆浴場業 (注1) その他公衆浴場業の方は、東日本 大震災復興特別貸付(震災直接被害者関 連に限ります。)、令和2年7月豪雨特別貸 付(直接被害者に限ります。)、及び令和6 年能登半島地震特別貸付(直接被害者 に限ります。))ならびに生活営繕貸付にお ける運転資金に限ります。 (注2) クリーニング取次業に業態転換した 方のうち、一定の要件に該当する方も対 象となります(ただし4,800万円以内)。 (注3) 旅館業法に基づく営業許可を受け た簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿 泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊) および国家戦略特別区域外国人滞在施 設経営事業(特区民泊)については、生 活衛生貸付の対象外となります。	設備資金 原則として都道府県知事の「推 せん書(借入申込金額が500万 円以下の場合には不要です。)」が 必要になります。	i : 7,200万円以内 ii : 1億2,000万円以内 iii : 2億円以内 iv : 4億円以内 v : 3億円以内(2施設以 上の場合4億8,000万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利E お近いきち、 ご返済期間ま たは担保の有 無によって異 なる利率が適 用されます。	13年以内 (一般公衆浴場業は30年 以内) 据置1年以内 (返済期間が7年を超える 場合2年以内)	お客さまのご希望を伺いな がらご相談させていただきます。	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 山陰合同銀行 島根銀行 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫
振興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、 振興計画の認定を受けている生活衛生同 業組合の組合員の方 i : 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売 業、食鳥肉販売業、氷雪販売業、理容 業、美容業 ii : クリーニング業(注1) iii : 興行場営業、旅館業(注2) iv : 一般公衆浴場業 (注1) クリーニング取次業に業態転換した 方のうち、一定の要件に該当する方も対 象となります(ただし4,800万円以内)。 (注2) 旅館業法に基づく営業許可を受け た簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿 泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊) および国家戦略特別区域外国人滞在施 設経営事業(特区民泊)については、生 活衛生貸付の対象外となります。	設備資金 運転資金 振興計画認定組合の長が発行 する「振興事業に係る資金証明 書」が必要となります。	設備資金 i : 1億5,000万円以内 ii : 3億円以内 iii : 7億2,000万円以内 iv : 1億5,000万円以内 (一般貸付とは別枠) 運転資金 全業種： 5,700万円以内	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利J お近いきち、 ご返済期間ま たは担保の有 無によって異 なる利率が適 用されます。	設20年以内(注) (注) 訪日外国人旅行者 (インバウンド)対応に必 要な設備資金であって、 店舗・宿泊施設の新設お よび増改築にかかるもの については、30年以内 運7年以内 据置期間 設2年以内 運2年以内		生活衛生同業組合
生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合の経営特別相談員ま たは生活衛生営業指導センターの経営 指導員が行う経営指導を受けており、お 使いみちに係る業種と同じ生活衛生同業 組合の長(組合が設立されていない業種 にあつては、生活衛生営業指導センター の長)の推薦を受けた方 推薦を受けるには、次の条件をすべて満 たしていることが必要です 1 営業許可等を受けている生活衛生関 係業者であること 2 常時使用する従業員が5人(旅館業お よび興行場営業は20人)以下の会社また は個人であること 3 原則として6ヵ月以上、生活衛生同業 組合等の経営指導を受けていること 4 最近1年以上、同一地区で同一事業を 営んでいること 5 所得税、法人税、事業税および都道府 県民税や市町村民税(均等割を含みま す)を原則として完納していること	設備資金 運転資金	2,000万円以内	特利F	設10年以内 運7年以内 据置期間 設2年以内 運1年以内	不要	生活衛生同業組合

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件			
			融資限度額	利率(年)	ご返済期間 据置期間	担保・保証人
創業支援貸付利率特例制度	新たに事業を始める方または事業開始後税務申告を2期終えていない方(注) (注)一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。	各貸付制度に定めるお使いみち	各融資制度に定める融資限度額	各融資制度に定める利率-0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率-0.9%	各融資制度に定めるご返済期間以内	各融資制度に定める担保・保証人
賃上げ貸付利率特例制度	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(注2)(注3) (注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めませんが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。 (注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。 (注3)一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。	各貸付制度に定めるお使いみち	各融資制度に定める融資限度額	各融資制度に定める利率-0.5%(ご融資日から2年間) (※)利率の下限は0.3%	各融資制度に定めるご返済期間以内	各融資制度に定める担保・保証人
挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)	新たな事業を始める方、事業開始後間もない方、海外展開、事業再生等に取り組む方	設備資金・運転資金	7,200万円(別枠)	ご融資後1年ごとに、直近の業績に応じて、ご返済期間ごとに税引後当期純利益額0円以上と0円未満の2区分の利率が適用されます。	5年1ヵ月以上20年以内	不要
経営者保証免除特例制度	経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方(注) (注)審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もございます。 (※詳しくはホームページをご参照ください。)	設備資金・運転資金	融資制度に定める融資限度以内	融資制度に定める利率に0.3%上乗せ(注1)(注2)(注3) (注1)事業承継・集約・活性化支援資金(企業活力強化貸付)もしくは生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を適用してご融資を受けられる方、十分な物的担保を提供される場合は上乗せはありません。 (注2)「新規開業後おおむね5年以内かつ技術・ノウハウ等に新規性等がみられる方」、ソーシャルビジネス支援資金を利用されるNPO法人の方の上乗せ利率は0.1%となります。 (注3)物的担保を提供される方、取引金融機関において代表者保証の免除に関する協調対応が見込める方または取引金融機関から代表者保証を免除された借入の残高がある方、新たに事業を始める方または税務申告を2期終えていない方の上乗せ利率は0.2%となります。	各融資制度に定めるご返済期間以内	経営者の保証が免除担保提供の有無は、申し込みの際選択いただけます。

特別貸付(令和6年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
新型コロナウイルス感染症特別貸付		<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方</p> <p>1 次のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方</p> <p>(2) 業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方</p> <p>① 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高</p> <p>② 令和元年12月の売上高</p> <p>③ 令和元年10月から12月までの平均売上高</p> <p>2 債務負担が重くなっている方(注1)</p> <p>(注1) 一定の要件を満たす必要があります。要件の詳細は、お近くの支店にお問い合わせください。</p>	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金及び運転資金	8,000万円(別枠)	基準利率(災害)ただし、6,000万円を限度として融資後3年目までは基準利率(災害)-0.5%、4年目以降は基準利率	20年以内	5年以内	担保:無担保 保証:お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナウイルス対策資本金劣後ローン)		<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた法人または個人企業の方であって、次のいずれかに該当する方</p> <p>1 J-Startupプログラムに選定された方または中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資を受けた方</p> <p>2 中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。)の関与のもとで事業の再生を行う方または中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の支援を受けて事業の再生を行う方</p> <p>3 上記1および2に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている方(注)</p> <p>(注) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等である場合には、認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて事業計画を策定する方が対象となります。</p>	事業を行うために必要な設備資金および運転資金	7,200万円(別枠)	ご融資後3年間は0.50% ご融資後3年経過後は、毎年直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます。	・5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか ・期限一括返済(利息は毎月払)	期限一括返済	不要

特別貸付(令和6年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
新企業育成貸付	新規開業資金	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方 ・女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など 	<p>新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金および運転資金(注)</p> <p>(注)「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は15年以内(うち据置期間5年以内)までご利用いただけます。</p>	7,200万円 (うち運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は10年以内)	5年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
	新事業活動促進資金	<ul style="list-style-type: none"> 1 「経営革新計画」の承認を受けた方 2 「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた方(注1) 3 「経営力向上計画」の認定を受けた方 4 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 5 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方(注2) 6 上記1～5に該当しない方で、新たに第二創業(経営多角化、事業転換、新市場進出)を図る方または第二創業後おおむね5年以内の方(注1)次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 ① 環境負荷の低減に資する資材または機械類その他の物件の生産および販売に関する事業 ② 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業(注2)次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 ① 他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 ② SBIR制度における指定補助金等または特定新技術補助金等の交付決定を受けて、開発した技術を利用して行う事業 ③ 新規中小企業者(エンジェル税制の一定の要件を満たす方)が行う事業 ④ 国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業 ⑤ J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事業化に関する事業 	当該事業を行うために必要な資金	7,200万円 (うち運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利P	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	

特別貸付(令和6年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
セーフティネット貸付	経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化などにより、次の1に該当し、かつ、2の要件を満たす方 1 次の(1)から(8)までのいずれかの経営状況になっていること (1)最近の決算期における売上高が前期または前々期に比べ5%以上減少していること (2)最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比べ5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること (3)最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化していること (4)最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1ヵ月以上悪化していること (5)社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来していることまたは来すおそれのあること (6)最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの税引前損益または経常損益で損失を生じていること (7)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有していること (8)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの債務償還年数が15年以上であること 2 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	設備資金：社会的な要因などにより企業維持上緊急に必要とする設備資金 運転資金：経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	4,800万円	基準利率 ただし、[ご利用いただける方]の(5)に該当する方のうち、次のいずれかに該当する方は、特利Q 1 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響またはウクライナ情勢の変化の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方 2 ALPS処理水の処分に伴う風評影響を受けており、かつ、最近における売上高が前期に比し5%以上減少している方	15年以内 (運転資金は8年以内)	3年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
セーフティネット貸付	取引企業倒産対応資金	取引企業などの倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方 1 倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2 倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方 3 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4 倒産した企業の債務を保証している方 5 倒産した企業の設置する商業施設などに入居している方であって、倒産の影響を受けている方、または影響を受けるおそれのある方 6 倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方	売掛金債権の回収困難、売上減少などのため緊急に必要となる運転資金および取引企業などの倒産の影響により、企業の運営上一時的に必要となる運転資金	別枠 3,000万円	基準利率	8年以内	3年以内	

特別貸付(令和6年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業活力強化貸付	海外展開・事業再編資金	<p>経済の構造的変化等に適応するために海外展開することが経営上必要であり、かつ、次の1～3の全てに該当する方</p> <p>1 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること</p> <p>2 本邦内において、事業活動拠点(本社)が存続すること</p> <p>3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の(1)～(4)のいずれかに該当すること</p> <p>(1) 取引先の海外進出に伴い、海外展開すること</p> <p>(2) 原材料の供給事情により、海外進出すること</p> <p>(3) 労働力不足により、海外進出すること</p> <p>(4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること</p>	<p>当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金(海外企業に対する転貸資金を含む※。)</p> <p>(※)転貸資金の詳細な取扱いについては、お近くの支店へお問い合わせください。</p>	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内 ただし、海外企業への転貸資金であって、進出国の資本規制により事業者が転貸資金を長期間にわたり回収できない場合その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、以下のご返済期間が適用されます。 設備資金 据置期間5年以上 運転資金 据置期間5年以上	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業活力強化貸付	観光産業等生産性向上資金	<p>卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方等であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方(注)</p> <p>(注)新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象とはなりません。</p>	<p>事業計画を実施するために必要な設備資金および運転資金</p>	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	特利A	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	

特別貸付(令和6年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業活力強化貸付	企業活力強化資金	<p>1 商業振興関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産貸貸業(注1)を営む方 2 支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方 3 キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方 4 取引環境改善関連 親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方 5 パートナーシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方(注2) 6 流通関連 輸送、保管、荷さばき、流通加工その他の物資の流通に係る業務を行う方またはこれらの方を構成員とする事業協同組合等</p> <p>(注1) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまちづくり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。 (注2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/index.html)において、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。</p>	<p>1 「ご利用いただける方」の1に該当する方が、次のいずれかを行うために必要な設備資金および運転資金(ただし、(5)の資金は運転資金に限ります。) (1) 合理化、共同化等を図るための設備の取得(店舗、仕入・配送・販売設備、食料品販売業等の方が導入する食品廃棄物の再利用設備など幅広い用途にご利用いただけます。) (2) セルフ・サービス店の取得 (3) ショッピングセンターへの入居 (4) 新分野への進出(中心市街地関連地域(注3)で事業を営む方に限ります。) (5) 販売促進、人材確保(運転資金のみ) 2 「ご利用いただける方」の2に該当する方が必要とする設備資金(支払条件の改善と同時に行う生産性向上に資する資金に限ります。)および運転資金 3 「ご利用いただける方」の3に該当する方が、キャッシュレス決済に対応するために必要とする運転資金 4 「ご利用いただける方」の4に該当する方が必要とする設備資金および運転資金 5 「ご利用いただける方」の5に該当する方が、「パートナーシップ構築宣言」に記載された方針に基づく取組みを実施するために必要とする設備資金および運転資金 6 「ご利用いただける方」の6に該当する方が、流通業務の効率化、合理化または共同化を図るために必要とする設備資金および運転資金 (注3) 中心市街地関連地域については、お近くの支店へお問い合わせください。</p>	7,200万円 (運転資金は4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業活力強化貸付	事業承継・集約・活性化支援資金	<p>1 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含みます。)と共に事業承継計画を策定している方(注) (注) 2 ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方 3 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者(同項第1号イに該当する方に限ります。)の代表者、同法第12条第1項第2号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者または同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 4 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 5 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業(経営多角化・事業転換)または新たな取組みを図る方(第二創業後または新たな取組み後、おおむね5年以内の方を含みます。)</p>	<p>・「ご利用いただける方」の1に当てはまる方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 ・「ご利用いただける方」の2に当てはまる方が、事業承継・集約を行うために必要な設備資金および運転資金(当該事業を承継・集約される方が必要な設備資金および運転資金を含みます。)、ならびに事業の承継・集約を契機として必要となる設備資金および運転資金 ・「ご利用いただける方」の3に当てはまる方が、事業承継を行うために必要な設備資金および運転資金であって、経営承継円滑化法施行規則第15条第1項および第2項に規定されている資金 ・「ご利用いただける方」の4に当てはまる方が、取引金融機関との取引状況の変化に伴い必要な運転資金 ・「ご利用いただける方」の5に当てはまる方が、事業承継・集約を契機に、新たに第二創業または新たな取組みを図るうえで必要な設備資金および運転資金</p>	別枠7,200万円 (運転資金4,800万円)	基準利率 特利A 特利B	20年以内 (運転資金は10年以内)	5年以内	

特別貸付(令和6年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件				
				融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業活力強化貸付	ソーシャルビジネス支援資金	1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1)保育サービス事業、介護サービス事業等(注1)を営む方 (2)社会的課題の解決を目的とする事業(注2)を営む方 (注1)日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。 (注2)日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。	事業を行うために必要な設備資金および運転資金	別枠7,200万円 (運転資金 4,800万円)	基準利率 特利A 特利B	20年以内 (運転資金 は7年以内)	2年以内	担保・保証人 お客様の希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業再生貸付	企業再建資金	1 企業再建関連 次のいずれかの機関の関与の下で事業の再建を図る方 (1)株式会社整理回収機構 (2)中小企業活性化協議会(旧:中小企業再生支援協議会を含みます。) (3)株式会社地域経済活性化支援機構 (4)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター (5)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (6)独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 (7)中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家 2 民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 3 認定支援機関関連 次のいずれかに該当する方 (1)認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 (2)過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 4 条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件変更を行っている方	企業の再建を図るうえで必要となる設備資金および運転資金	別枠7,200万円 (運転資金 4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金 15年以内 (一定の要件を満たす場合は20年以内))	2年以内	

(3) 商工組合中央金庫

松江支店 松江市殿町 Tel.0852-23-3131
 浜田営業所 浜田市竹迫町 Tel.0855-23-3033

融資の種類	融資対象者	使 途	融 資 条 件			備 考	申込先
			融資限度	融資期間・償還方法	保証人・担保		
組 合 貸	共 同 事 業 資 金	設備資金 運転資金	商工中金が必要と認め る額	◎融資期間 原則として ・設備資金 15年以内 据置期間 2年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 2年以内 ◎償還方法 分割返済 期限一時返済	必要に応じて提 供していただき ます。	◎商工中金株主団体 中小企業等協同組合 事業協同組合・事業協同小組合 火災共済協同組合・信用協同組合 協同組合連合会・企業組合 協業組合・商工組合・同連合会 商店街振興組合・同連合会 生活衛生同業組合・同連合会 生活衛生同業小組合 酒造組合・同連合会・同中央会 酒販組合・同連合会・同中央会 内航海運組合・同連合会 輸出組合 輸入組合 市街地再開発組合	1 直接貸付 商工中金 松江支店 浜田営業所 2 代理貸付 島根中央信 用金庫 島根益田信 用組合 各本支店
	転貸資金						
構 成 員 貸							

4. 島根県信用保証協会の信用補完の制度

島根県信用保証協会

本店	松江市灘町	Tel.0852-22-2837
出雲支店	出雲市大津新崎町	Tel.0853-21-4998
浜田支店	浜田市殿町	Tel.0855-22-0833
益田支店	益田市あけぼの本町	Tel.0856-22-4567

(1) 信用保証のあらまし

1. 信用保証協会の業務

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証する業務をおこないます。

2. 資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

住居の建築資金、金融機関の旧債権の回収にあてる資金の借入等の保証はできません。

3. 中小企業者の資格

- ① 法人で、島根県内に本店または事業所を有する方及び個人で、住居または事業所のいずれかが島根県内にある方。

事業所は、支店、営業所、工場等の名称を問わず、現実にそこにおいて営業活動が行われており、当該事業経営に必要な資金であれば対象とします。また、住居とは単なる住民登録上の住所というだけではなく、原則として現に居住していることが必要です。

注) 制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

- ② 特定業種に属する事業を行っていること。

注) i 許可、免許、登録等を要する業種は、その許可、登録を受けていることが必要です。

ii 現に他の信用保証協会を保証を受けている中小企業者については、あらかじめご相談ください。

iii 制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

4. 中小企業者の範囲（資本金と従業員）

業 種		資 本 金	従 業 員
製 造 業 等 (建設業・運送業・旅行業含む)		3億円以下	300人以下
政令特例 業 種	ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸 売 業		1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業		5千万円以下	100人以下
政令特例 業 種	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅 館 業	5千万円以下	200人以下
小 売 業		5千万円以下	50人以下
医 業 を 主 た る 事 業 と す る 法 人		—	300人以下

注)・資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば結構です。

・個人及びNPO法人については、従業員の条件に該当していれば結構です。なお、NPO法人の場合は、政令特例業種の規模要件は適用されません。

・家族従業員、臨時の使用人（実質上常用的な者を除く）、会社の役員は従業員には含みません。NPO法人の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含みません。

・組合の場合は、構成員の2/3以上が上記に該当すれば結構です。

・建設業には、測量業、地質調査業及び水路測量業も含まれます。

5. 信用保証料

基本料率は、保証金額に対して年0.45～2.20%です。ただし、地方公共団体の制度融資は軽減されております。

きょうかい専門家派遣事業「結（ゆい）」のご案内

事業運営上抱える種々の経営課題（経営、技術、人材、情報、会計等）に対して専門的な知識を有する専門家を派遣し、経営計画策定支援や経営課題解決に向けたお手伝いをさせていただく事業です。

【事業の内容】

- ①当協会のご利用がある中小企業者が対象となります。また、県内に事業所もしくは住所を有し、保証対象業種を営んでいる中小企業者の方、これから新たに事業を始められる方で、当協会のご利用が見込まれる方もご利用いただけます。
 - ②専門家がお客様の事業所まで直接出向き、協会職員も一緒になって経営課題解決に向けた活動に取り組みます。
 - ③専門家への相談料・診断料は無料です。
- ※派遣回数等の詳細についてはお問い合わせください。

【例えばこんな時・・・】

- 人気の出るメニューを一緒に考えてほしい
- 効果的なHPを作りたい
- 従業員の接遇を強化したい
- 経営改善計画をつくりたい

【こんな専門家がいます！】

- 公認会計士
- 中小企業診断士
- 装飾展示技能士
- 接客指導者
- ITコーディネーター 他

女性経営者のための経営相談窓口「チーム・エスポワール」のご案内

女性ならではの観点と感性を活かし、様々なアイデアやノウハウの提供、「女性経営者の交流の場」の開催を行なっています。
女性相談員は県内全ての営業所(本店、出雲支店、浜田支店、益田支店)に配置していますので、お気軽にご相談ください。

espoir
エスポワール



ホームページのご案内

当協会では、ホームページを開設しています。

制度の創設・変更、お知らせ事項など最新情報も随時更新していますので、ぜひご活用ください。

ホームページ URL <https://www.shimane-cgc.or.jp/>

私たちの支援事例をホームページにアップしています！

実際の経営者の方にご出演いただいた5分間の
ショートムービーをインターネットでご覧いただけます！

<https://hosyokyo.shimane-cgc.or.jp>



経営支援動画は
コチラ！

ホシヨキヨ 検索

☆おたずねください☆

中小企業対策をはじめ、経営上の問題について
お知りになりたい場合は、下記のところに御相談ください。

島根県商工労働部中小企業課	(松江市殿町 1	TEL0852-22-5883)
島根県商工労働部企業立地課	(松江市殿町 1	TEL0852-22-5295)
島根県西部県民センター商工観光部	(浜田市片庭町 254	TEL0855-29-5745)
島根県中小企業団体中央会	(松江市母衣町 55 の 4	TEL0852-21-4809)
島根県商工会議所連合会	(松江市母衣町 55 の 4	TEL0852-23-1616)
島根県商工会連合会	(松江市母衣町 55 の 4	TEL0852-21-0651)
島根県信用保証協会	(本店 松江市灘町 1-7	TEL0852-22-2837)
	(出雲支店 出雲市大津新崎町 2-24	TEL0853-21-4998)
	(浜田支店 浜田市殿町 83-50	TEL0855-22-0833)
	(益田支店 益田市あけぼの本町 10-6	TEL0856-22-4567)
(公財)しまね産業振興財団	(松江市北陵町 1	TEL0852-60-5113)
	(石見事務所 浜田市相生町 1391-8	TEL0855-24-9301)

各商工会議所・各商工会